

平成28年9月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん
混合ワクチンの供給に係る対応について

「麻しんの広域的発生について」は、平成28年8月25日付（地Ⅲ107F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、麻しん患者の届出数の増加に伴い、任意接種の麻しん風しん混合ワクチンの使用量が増大することも予想されることから、厚生労働省より別添の事務連絡がなされました。

同事務連絡は、現時点において、定期接種に使用するMRワクチンについて全国的な不足は生じない見込みであるものの、一部の地域や医療機関において、MRワクチンの偏在等が懸念されるとしており、各都道府県及び医療機関等に対して下記概要について周知協力を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、郡市区医師会、関係医療機関等への周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

概 要

1. 定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるように配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 医療機関等がMRワクチンの予約・注文を行う場合は、上記1を踏まえ、必要な本数に限り行うこと。
3. 卸売販売業者は、上記1を踏まえて必要量の供給を随時行い、MRワクチンの偏在が起こらないよう配慮すること。
4. 各都道府県は、定期接種に必要なMRワクチンの地域的な偏在等が発生した場合は、地域間の調整を行うこと。そのうえで供給不足が明らかになった場合は、厚生労働省に状況を報告すること。
5. 各都道府県は、管内において麻しん患者が発生し、住民に対して任意接種を呼びかける場合は、事前に厚生労働省に相談すること。

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 9 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することとも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、上記について御了知いただくとともに、下記のとおり取り組みについて、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 医療機関等が MR ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記 1 も踏まえ、必要な本数に限り行うこと。



事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

については、MR ワクチンの安定供給のため、下記のとおり取り組むこととしますので、定期接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくとともに、都道府県においては、必要な対応を行っていただくようお願いします。

あわせて、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 医療機関等が MR ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記 1

も踏まえ、必要な本数に限り行うこと。

3. 卸売販売業者は、上記 1 も踏まえて必要量の供給を随時行い、MR ワクチンの偏在が起こらないよう配慮すること。
4. 貴管内において、定期接種に必要なMR ワクチンの供給に地域的な偏在等が発生していると認められる場合には、各都道府県は、地域間の調整を行うこと。その上でなお、定期接種に必要なMR ワクチンについて貴管内における供給不足が明らかになった場合は、各都道府県は、厚生労働省健康局健康課予防接種室（以下「予防接種室」という。）に対しその状況を報告すること。
5. 貴管内において現に麻しん患者が発生した場合であって、当該事案を踏まえ、貴管内住民に対して任意接種を呼びかける場合にあつては、各都道府県は、事前に、予防接種室に対し、必要量等について個別に相談すること。